

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号 直送済
損害賠償請求事件

原告 武田悦子 外1573名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面 (16)

(原告ら準備書面 (31) に対する反論)

平成29年1月16日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



訴訟復代理人弁護士 石 川 陽 菜



第1 はじめに

本準備書面においては, 原告ら提出の準備書面 (31) (~初期混乱期の精神的損害~) (以下「原告ら準備書面 (31)」という。) における原告らの主張に対して, 必要な範囲で反論するものである。

なお、被告東京電力提出の答弁書及び準備書面において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても、同様の意味を有するものとする。

第2 原告ら準備書面（31）に対する反論

1 初期避難における強制避難者と自主避難者の同等性について

原告らは、本件事故によって、不安と恐怖のあまり避難を実行した人と、政府の指示のもとに避難を実行した人との間に、その精神的負担において、本質的差異はなく、むしろ自治体などの助けもなかった点については、自主的避難の方が強制避難地域からの避難よりも過酷であったと言えるところ、このような避難者の不安や、様々な事情から避難することもできず滞在せざるを得なかった市民の不安は、一般人・通常人の感覚に照らして合理的不安であり、原告らは「身体権に直結した平穏生活権」が侵害されたのであって、これについて原告らが被告東京電力から受けている賠償金額は、あまりに低額すぎ、合理性や相当性を有しないと主張する（原告ら準備書面（31）の2～5頁）。

しかしながら、被告東京電力準備書面（4）において詳述したとおり、中間指針等及び同指針等に基づき被告東京電力が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償基準は、原子力損害賠償紛争審査会において、自主的避難等が政府の避難指示等による避難ではないことから、避難等対象者と同等の額を賠償すべきとはいえないとの共通認識のもと審議が行われ、平穏な生活を妨害された場合の裁判例の検討も行われた上で、本件事故発生当初の時期において、十分な情報がない中での放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについて一定の限度で合理性があるとして、大人について8万円、妊婦・子供について40万円（実際に避難した場合には、被告東京電力においてはこれに2

0万円の賠償額を上乗せして賠償している。)等と定められたものであり(なお、毎日過酷な現実の騒音被害にさらされている住民原告による損害賠償請求(国賠)事件である大阪国際空港最高裁判決(最大判昭和56年12月16日・判例タイムズ455号171頁)においても、精神的損害として月額1万円が賠償額として認定されている。),十分に合理性・相当性を有するものである。

2 中間指針等に基づく賠償の必要性及び合理性について

(1) 中間指針等は賠償の上限を示すものではないという主張について

原告らは、中間指針等は、和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針にすぎず、訴訟において、損害の捉え方を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないと主張する(原告ら準備書面(31)の6頁)。

しかしながら、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針は、「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであるところ、中間指針の策定については、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員会からなる審査会において、損害賠償の一般法理の観点から、本件事故による被害の実情を踏まえつつ、他事案における多数の裁判例や慰謝料額の基準等も検討しながら、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであって、本件事故の被害者に対する慰謝料額として十分に合理性・相当性を有することについては、被告東京電力準備書面(4)の28～47頁及び同(7)の3～4頁において詳述したとおりである。

また、その策定の過程においては、審査会における法律専門家による過去の裁判例などの審議・検討も行われているが、能見会長(当時。以下同様。)は、「裁判でいけば認められるであろう賠償を一応念頭に置きながら…中間

指針とか、あるいは、その補足の指針として出しているというものでございます。」(第21回審査会議事録・乙C19の17頁)と述べている。

さらに、能見会長は、「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ(第24回審査会議事録, 乙C20の20頁), 鎌田薫委員も、「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっばりまずい」, 「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは、この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べている(第25回審査会議事録, 乙C21の37頁)。

このような発言からしても、公開の場で審理がなされる審査会が、中立の立場で中間指針等の策定をしており、その内容については損害賠償の一般法理という法律の見地から合理的に導かれるものでなければならないとの立場に立って、裁判上の解決の場合をも視野に入れて中間指針等を策定しているものであることは明らかである。

また、中間指針等は原賠法という法令に基づく法令上の指針であるところ、その指針の位置付けが「自主的な解決に資する一般的な指針」とされているからといって、その内容が法的に不合理なものであってよいはずがないことは明らかである。むしろ、自主的な解決の促進を目的とするものである以上は、その内容は「法的にみて妥当であり合理的な賠償額」でなければならないのであり、そうでなければ、裁判外において両当事者が納得をせず、法的紛争解決の指針として機能せず、自主的な解決が促進されない結果となることが明らかであるからである。

原告らは、中間指針等が「自主的な解決に資する一般的な指針」であることをもって、訴訟上の合理性がないかのように主張するが、むしろ逆であり、自主的な解決に資する一般的な指針たり得るためには、両当事者が納得し得るだけの基準としての合理性が必要とされるのである。原告らの主張は、中

間指針等の性格やその実質を正解しないものであって、失当である。

(2) 中間指針策定経緯から見た同指針の不十分性に関する主張について

原告らは、本件事故による被害に関する賠償指針を決定するためには、指針策定者が自ら被害現場に赴くなどして、綿密に被害実態を調査する必要があったにもかかわらず、中間指針追補の策定にあたり行われた調査は、平成23年10月20日に、福島市長、福島県弁護士会所属の弁護士、市民団体2名からのヒアリングを実施しただけで、「浜通り地方」や「中通り地方」等様々な地域の被害者の声を広く集め、集計し、賠償基準を策定したのではなかったから、中間指針策定における被害実態の調査は不十分であったと主張する（原告ら準備書面（31）の6～7頁）。

しかしながら、中間指針追補の審議過程は、前述のとおり、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、慰謝料の裁判例並びに慰謝料額の基準を慎重に検討・議論し、これを踏まえて、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであるところ、被告東京電力準備書面（7）の6～7頁において述べたとおり、審査会での指針策定に係る審査過程においては、本件事故による被害について関係省庁・関係自治体からの意見聴取や政府関係者から詳細な被害実態の報告が多数されて、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握する作業が行われており、また、中間指針策定後も、被害の実情に即した賠償基準となるように引き続き審理が行われ、中間指針第二次追補の策定・公表するにあたっても、関係省庁・関係自治体からの意見聴取がなされている。

したがって、審査会の策定した指針に基づく精神的損害の賠償基準は、その策定手続及び内容において合理的かつ相当なものであるから、中間指針策定における被害実態の調査は不十分であるという原告らの主張は当たらない。

3 初期混乱期の被害について

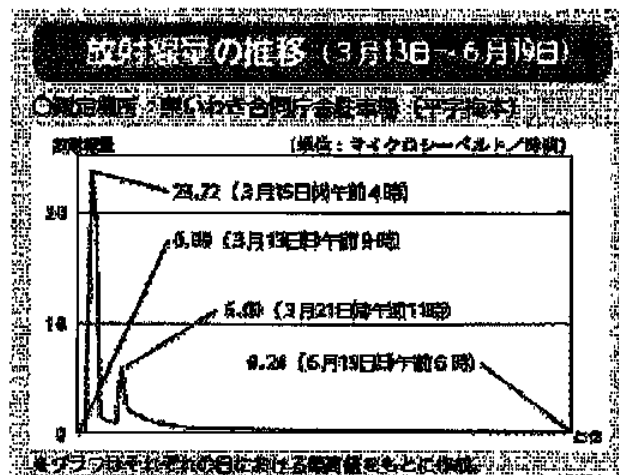
(1) 「自主」ではないという主張について

原告らは、本件事故によって、見えない放射性物質が迫ってくるかもしれないという今までに体験したことのない恐怖を感じたところ、原告らが本件事故時居住していた福島県いわき市は本件原発のある浜通りに位置しており、浜通りは一体とした同じ経済圏、文化圏であるから、その圏内の一部でそのような爆発が起こったという恐怖は、浜通りに住む住民が共通に受けた被害であって、原告らの初期の大混乱の中での避難が「自主」などという言葉では到底評価できないと主張する（原告ら準備書面（31）の7～9頁）。

しかしながら、政府は、本件事故に係る避難区域を設定するに当たり、国際放射線防護委員会（ICRP）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値をとって年間20ミリシーベルトを採用しているが、20ミリシーベルトの被ばくによる発がんリスクは他の要因による影響によって隠れてしまうほど小さいとされ、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因による発がんリスクよりも低いとされているところ（乙A37）、自主的避難等対象区域は、年間20ミリシーベルトを超えない避難区域外の地域であり、同地域における被ばくによる発がんリスクはそもそも非常に低いことが前提とされている（被告東京電力準備書面（4）の43～44頁）。

実際、いわき市においては、被告東京電力準備書面（13）の6～13頁において述べたとおり、本件事故直後、放射線量が一時高くなったものの、その後急激に低下し、平成23年4月には毎時1マイクロシーベルトを大きく下回るに至り、その後の6月には、毎時0.24マイクロシーベルトと概

ね年間1ミリシーベルトの領域にまで低下していることが認められるのである（乙C31の2）。



以上のとおり、自主的避難等対象区域については、放射線被ばくによる健康被害のリスクについては問題がない水準であり、それゆえ政府によっても避難等の指示の対象とされておらず、そのことはいわき市民にも広く周知されている実情にあった（乙C31の1～乙C31の3，乙A51ないし乙A56，乙A58の1ないし乙A58の30）。審査会においても、自主的避難等対象者は、政府による避難指示に基づき避難を余儀なくされたものではないことから、中間指針追補が「賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない」（乙C3の7頁）との共通認識のもとで審議が行われている。

(2) 究極の選択に迫られたという主張について

原告らは、初期混乱期において、いわき市民の半数が避難を選択しており（甲A145）、いわき市民は、迫りくる放射性物質の恐怖の中で、避難が可能な人はすべて避難を選択したところ、国や行政の手助けもない中で、自力で避難しなければならなかったものであり、他方、社会的立場、仕事上・経済上の理由などから避難したくてもできない人も多数存在したが、滞在者の恐怖は筆舌に尽くしたがいものがあった、そして、子供や妊婦は、放射能に対し感受性が強いという程度の知識はあったことから必死に避難をしたことなどからすると、放射能の恐怖の中で避難を実行したのは、政府による指示のもとで避難した精神的負担と、恐怖のあまり「自主的」に避難した避難者の精神的負担との間には、本質的な違いはないはずであると主張する（原告ら準備書面（31）の9～10頁）。

しかしながら、平成23年3月15日時点において、いわき市から他の地域へ避難をした自主的避難者数は1万5377人とされており（乙C23）、いわき市の本件事故時点の人口（34万2249人、乙C47）に占める上記自主的避難者の割合は約4.5パーセントにとどまっている。また、平成24年3月時点での18歳以下人口は、本件事故以前と比して8745人の減少（約1パーセントの減少）にとどまっている（乙C44）。

したがって、本件事故直後の初期混乱期において、いわき市民の半数が避難を選択しているとの主張は誤りである。

なお、被告東京電力準備書面（13）の16頁において述べたとおり、いわき市は、本件地震及びこれに伴う津波により、多大な被害を被っているため、乙C第23号証に記載された自主的避難者数には、地震及び津波による被害を原因として避難を余儀なくされた方も数多く含んでいると考えられる。

また、原告らは、いわき市民は、放射能の恐怖の中で避難を実行したと主張するが、前述のとおり、自主的避難等は政府の避難指示等による避難ではないことを踏まえ、被告東京電力準備書面（7）14頁において述べたとお

り、自主的避難等対象者のうちの避難者の精神的損害については、実際に避難をすることによって基本的に被ばくを回避することができる（そのために避難しているものである。）ことから、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害とされているものであり、自主的避難等対象区域においては、避難の指示はもとより、屋内退避の指示すら出されておらず、新聞報道等によって伝えられている低線量被ばくの科学的な知見に係る情報提供等の実情を踏まえると、その賠償額は合理性及び相当性を有する（審査会も参照している大阪国際空港最高裁判決における毎日過酷な騒音にさらされている住民らの慰謝料額が月額1万円であることも参照されるべきである。）。

(3) 損害の評価の不当性に関する主張について

原告らは、自主的避難等対象区域の大人に対し、第1回目の賠償として一人当たり8万円が支払われたが、仮にその半分に相当する4万円のみが大人に対する精神的慰謝料であるとする、命がけで逃げた避難の慰謝料が4万円だけでは十分とは到底言えず、また、命の危険を感じながら、様々な理由から逃げるに逃げられずいわき市内に死の恐怖を感じながら滞在していたことに対する精神的損害が、わずか4万円だけで十分であると到底評価できるものではないと主張する（原告ら準備書面（31）の10頁）。

しかしながら、被告東京電力準備書面（4）45～46頁において述べたとおり、妊婦及び子供を除く自主的避難等対象者に対する本件事故発生当初の時期の賠償として8万円という金額は合理性、相当性を有するものである。

なお、原告らは、4万円のみが大人に対する精神的慰謝料であることを前提として主張しているが、被告東京電力は、中間指針等に基づき、妊婦及び子供を除く自主的避難等対象者に対して、本件事故当初の精神的損害として、

生活費の増加費用等も精神的損害と合算して算定されたいわば包括慰謝料として一定額（一人当たり8万円）を賠償しているのであって（乙C3の5～6頁）、被告東京電力が賠償する精神的慰謝料が一人当たり4万円に限定されているというものではない。

（4）妊婦が受けた恐怖に関する主張について

原告らは、十分な情報もない中で、外に出て空気を吸っていいのか、子供をどうやって守ればいいのかという恐怖の選択を迫られた妊婦に対する賠償が、生活費分を含め、わずか40万円（避難を実施した場合には60万円）という金額は十分でないとして主張する（原告ら準備書面（31）の10～11頁）。

しかしながら、妊婦（及び子供）については、それ以外の大人と比較して放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについて、一定の合理性が認められることから、中間指針追補において、被害者救済の観点より、賠償対象時期が本件事故発生から平成23年12月31日まで、賠償額が40万円とされたものであるが、この点については、政府による避難指示等を受けた避難等対象者についての本件事故発生から平成23年12月31日までの慰謝料額が80万円とされていることとの対比で考えた場合においても均衡を失するものではなく、妊婦の自主的避難等対象者に対する賠償額を40万円とすることには十分合理性が認められる（被告東京電力準備書面（4）の46～47頁）。

さらに、被告東京電力は、実際に自主的避難を行った妊婦に対しては、上記中間指針追補に基づく賠償に加え、さらに20万円の賠償を行っていることに加え、中間指針第二次追補を踏まえ、平成24年1月1日から同年8月31日までの期間について計12万円の自主的避難等に係る賠償を行ってい

るものであり（合計72万円となる。）、かかる金額が不合理であるかのよ
うにいう原告らの主張には理由がない。

(5) 低額な金銭的評価に関する主張について

原告らは、初期混乱期における恐怖の中の避難、恐怖の中の屋内退避を考
えても、裁判実務における慰謝料の金額を概観すると、4万円というのはあ
まりに低額な慰謝料であって、明らかに約150万人という自主的避難対象
区域の住民への賠償となることから、賠償の原資を意識しての政治的な賠償
額の決定であり、法に基づく損害を直視した賠償とは到底言えず、私法は、
あくまで客観的に被害を認定すべきであると主張する（原告ら準備書面（3
1）の11頁）。

しかしながら、これまで述べてきたとおり、中間指針等の定める賠償額は、
過去の裁判例の賠償水準も踏まえつつ、本件事故後の避難指示の対象となら
なかった自主的避難等対象区域の状況をも踏まえて定められた相当かつ合理
的な金額であり、賠償の原資を意識しての政治的な賠償額の決定であるとい
う原告らの主張は不当な論難である。

4 アンケート方式陳述書結果から見る初期避難の実相について

(1) 合理性の基準について

原告らは、原告1152人に対するアンケート方式の陳述書の統計結果及び
その自由記載欄の内容の検討にあたり、過半数が回答すれば、それは通常の一
般人でも恐怖を感じるとか、不安を感じることになるが、それ以下の場合であ
っても、それは避難した人の行動が地域や社会に共感を持って受け止められる

かどうかの問題であり、また、同アンケートの対象原告は、初期混乱期における自主的避難者の割合が48.2%と、市のアンケート結果と一致する傾向にあるとおり、偏った考えを持たない普通の市民集団であると主張する（原告ら準備書面（31）の11～12頁）。

しかしながら、いわき市における自主避難者は、平成23年3月15日時点で1万5377人であり、いわき市の本件事故時点の人口に占める自主的避難者数の割合は約4.5パーセントにとどまっているから（乙C23）、いわき市民全体の多くが実際に自主的避難をしたという実情にはない。

また、市のアンケート結果（甲A145）は、20歳以上のいわき市民の中から無作為に抽出した3000件に、市政モニター20件及び市政eモニター100件を加えた3120件を対象に実施されたが、そのうち実際に回答したのは上記対象件数の40.4パーセント（1261件）にとどまる。かかる回答件数は、本件事故時点におけるいわき市の人口（34万2249人）のわずか約0.4パーセントにとどまり、市のアンケートがごく限られたいわき市民のみを対象として実施されたものであることは明らかである。

また、市のアンケート結果によると、平成23年3月15日までに避難をしたいいわき市民は、回答者のうち64.6パーセントであるが、前述のとおり、同日時点でのいわき市における自主的避難者数は、同市の本件事故時点の人口の約4.5パーセントにとどまっていることからすると、かかるアンケート結果をもって、いわき市内における自主的避難の実情を客観的に裏付ける資料であると解することはできない。

（2）本件原発の悪化と原告らの気持ちに関する主張について

原告らは、上記原告1152人に対するアンケート結果（以下「原告アンケート結果」という。）を踏まえると、本件事故当時、8割前後の原告が放射性

物質に対する不安を訴えていたことは、原告らが「放射線が目の前に迫っている、もしくはもう到達している」との不安を抱いていたことを意味するため、本件事故当時判断能力があった原告のほぼ全員がこのような恐怖体験をしていること、また、本件事故後、被告東京電力や被告国から、避難する必要があるか否か、また周辺の空間放射線量はどの程度かなどの情報がまったく提供されず、本件事故直後の情報不足による混乱が認められることからすると、初期混乱期における原告らの不安や恐怖に伴う精神的負担は大きいと主張する（原告ら準備書面（31）の12～14頁）。

しかしながら、政府や専門機関等において、本件事故後のいわき市民がいわき市から避難すべきであるとの見解が出されたことはなく、実際にいわき市は避難指示の対象とされておらず、むしろ、冷静な対応を呼びかけるメッセージの発出や新聞報道等がなされていたことは明らかであるから（乙C31の1～3、乙A51ないし乙A56、乙A58の1ないし乙A58の30）、原告らの上記主張は事実と反する。実際に、いわき市の大多数の住民は自主的避難を選択していないと認められる（乙C23）。

（3）自主的避難の実施に関する主張について

原告らは、原告アンケート結果を踏まえると、原告らのうち自主的避難を実施したのは全体の約5割であるところ、原告全体の約8割が避難をしたいと考えており、そのうち3割は、様々な理由で避難を実施できなかったが、自由記載欄を見ても、避難をすることには、今後の生活の不安や仕事上の不安、高齢者や子供を連れての避難に対する不安等、相当な葛藤や不安があったと主張する（原告ら準備書面（31）の14頁）。

しかしながら、いわき市民のうち、実際に避難を実行したのは、平成23年3月15日時点において全体の約4.5パーセントであること、本件事故発生

当初の時期の不安については、中間指針追補等において考慮されていること、また、本件事故後におけるいわき市内での放射線量は健康上問題となるものではないことなどから、同指針等の賠償基準に合理性、相当性が認められることは前述のとおりである。

(4) 滞在者の生活状況に関する主張について

原告らは、様々な理由から自主避難を実施せずにいわき市に滞在を続けた人は仕事の都合、移動手段やガソリンの欠如、家庭内に避難弱者がいるなど様々な理由で自主避難を実施できなかったが、そのような滞在者の生活状況は、放射性物質のためにいわき市への物流がほぼ止まってしまったため物質面での苦労があり、また、放射性物質に関する十分な情報がなく、終わりの見えない不安と恐怖のもと、過酷な生活環境に置かれていたが、自由記載欄を見ても、避難をしたくても、様々な事情で避難を思いとどまらざるを得なかった者もいたことからすると、避難をしなかった原告らにもかなりの葛藤があったことが窺えると主張する（原告ら準備書面（31）の16～20頁）。

しかしながら、審査会では、福島市長や福島県弁護士会の弁護士等から福島市における自主的避難状況、自主的避難者が感じている不安、生活阻害事情などに関する意見聴取等を踏まえ、滞在者も放射線被ばくからの恐怖・不安から行動の自由が制限されているという意味において、自主的避難者と同様に、生活阻害が生じているのではないかな等の議論がなされている（乙C13の19～42頁、乙C14の13頁以下）。

その上で、中間指針追補では、自主的避難等対象者のうち滞在者の精神的損害について、「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償の対象としており、本件事故発生当初の時期の損害として、避難

を実行した者と同じ金額（一人当たり8万円）を損害額として認定している（乙C3）。

そして、上記自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償額について合理性、相当性が認められることは前述のとおりであるから、原告らが指摘する滞在者の恐怖・不安や、生活阻害による精神的苦痛についても審議の上で、十分考慮されているものである。

（5）自主避難実行者の損害に関する主張について

原告らは、十分な情報がない中で、被ばくへの恐怖や不安から逃げたいという思いが自主的避難者の共通した根源的な避難理由であったのであり、そのため、原告らのうち自主的に避難を実行した者の79.3%が本件原発の1号機が水素爆発を起こした平成23年3月12日の直後に避難し、大部分は同月17日までに避難を実行し、同月24日までには95.5%の自主避難者が避難をしたが、自主的避難者の中には避難弱者（乳幼児、要介護者等）もいたことから避難の実行も容易ではないところ、自由記載欄を見ても、自主的避難者は精神的・肉体的な負担を負っているなど、自主的避難者は、不安や恐怖の末に自主避難という究極の決断をしているのであって、情報がほぼ存在しない中で不安と恐怖の中で避難を実行した行為は、強制避難区域からの避難と何ら本質において差異はないと主張する（原告ら準備書面（31）の20～24頁）。

しかしながら、自主的避難等対象者のうちの避難者の精神的損害については、実際に避難をすることによって基本的に被ばくを回避することができることから、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害とされていること及びその賠償額の合理性、相当性が認められることは前述のとおりである。

(6) 妊婦が受けた精神的損害に関する主張について

原告らは、妊婦は通常時でも非常に不安な時期に、子供への放射能の悪影響が出るのではないかとという母としての心配があり、自由記載欄の見ても、妊婦の精神的負担は大きかったと主張する（原告ら準備書面（31）の24～25頁）。

しかしながら、前述のとおり、妊婦（及び子供）については、大人と比較して放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについて、一定の合理性が認められることから、被告東京電力としては、中間指針追補及び同第二次追補を踏まえ、実際に自主的避難を行った妊婦に対して、本件事故発生から平成24年8月31日までの期間について合計72万円を賠償しているものであり、かかる裁判外での賠償には合理性・相当性があるといえることができるのである。

5 一律請求の合理性について

原告らは、初期混乱期において、原告らは、強制避難区域からの住民と何ら変わらない避難の実行が行われたり、情報がほとんど伝えられない中で生命・身体の危険を感じながら滞在せざるを得なかったから、少なくとも初期避難時期において、受忍限度を超える平穏生活権の侵害があったことに疑いはなく、問題は、それに対する相当な賠償額についてであるが、各原告らについて個別の損害計算を行えば、煩雑な作業を原告や裁判所に強いることになり、早期救済の妨げになり、また、放射線被ばくに対する「不安」という本質的同質性が原告内にあることは疑いのない事実であるから、全員に共通する額として一般・子供には1人当たり25万円、妊婦には1人当たり50万円という一律請求を行うことは極めて合理性があるといえると主張する（原告ら準備書面（3

1) の25頁)。

しかしながら、中間指針追補等においても、自主的避難等対象者間の公平等も考慮の上で、大人及び妊婦・子供という類型別での一律包括慰謝料方式を採用しているのであり、自主的避難等対象者数などを考慮すれば、そのような方式を取ることは合理性がある。その上で、原告らは賠償額を問題としているものと解されるが、この点については繰り返し述べるとおり、中間指針追補等の内容には合理性、相当性が認められるものであり、かかる賠償額を超えての原告らの慰謝料請求には理由がないものである。

以上